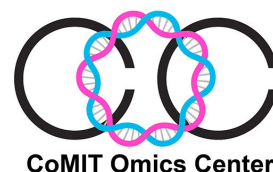


# 有料機器及び受託サービスの 利用料支払いについて

利用料支払いに関してご不明な点がございましたら下記にお問合せください  
大阪大学大学院医学系研究科附属最先端医療イノベーションセンター  
共通基盤部門 共同利用機器室 (CoMIT Omics Center) 管理室  
06-6210-8327 / 内線(医) 8327  
[coc-charge@comit.med.osaka-u.ac.jp](mailto:coc-charge@comit.med.osaka-u.ac.jp)



## 1 利用料のご請求について

---

### ◆ ご請求方法

利用料は四半期（表 1）ごとにまとめて集計し、各教室へメールにてご請求の連絡をいたします。

表 1 当センターにおける四半期の分け方

第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月	12月・1月・2月・3月

表 2 有料機器・受託サービス

有料機器	受託サービス
リアルタイム PCR	次世代シーケンス
バイオアナライザー	エクソーム解析
セルソーター	サンガーシーケンス
フローサイトメーター	タンパク質同定解析
ライトシート顕微鏡	水生生物飼育

## 2 お支払いの流れとスケジュール

---

### ◆ 2-1 お支払いの流れ

1 つの四半期が終了すると、以下の流れで利用料が当センターに移算されます。

- ① 当センターにて利用料を集計
- ② 当センターから各教室に利用料請求メールの送信 【要回答】  
ご請求金額と明細票、移算回答用紙をメールでお送りします。  
(所属の間違いや利用料請求先の変更などご連絡ください。)  
メールにて移算回答用紙を当センターまでご返送ください。
- ③ 当センターにて移算回答を医学系研究科経理課財務係に報告
- ④ 経理課財務係にて移算を執行

## ◆2-2 移算までのスケジュール

利用料請求メールの送信時期、実際に移算が行なわれる時期を表にまとめます。財源の種類や医学系研究科内・外によって移算執行時期が異なります。時期はおおよその目安であり、利用状況や業務の都合により前後する場合がございますのでご了承ください。

表3【医学系研究科の教室】移算までのスケジュール

機器利用期間	利用料請求 メール	移算執行時期 【運営費交付金以外】	移算執行時期 【運営費交付金】
第1 四半期 4月～6月	7月中旬	10月～11月	11月～12月
第2 四半期 7月～9月	10月中旬	12月中旬～1月	1月～2月
第3 四半期 10月～11月	12月中旬	2月中旬～3月	3月
第4 四半期 12月～3月	翌年度4月中旬	翌年度7月～8月	翌年度9月

表4【他部局(保健学科含む)の教室】移算までのスケジュール

機器利用期間	利用料請求 メール	移算執行時期 【運営費交付金以外】	移算執行時期 【運営費交付金】※2
第1 四半期 4月～6月	7月中旬	10月～11月	3月末
第2 四半期 7月～9月	10月中旬	12月中旬～1月	3月末
第3 四半期 10月～11月	12月中旬	2月中旬～3月	3月末
第4 四半期 12月～3月	翌年度4月中旬	翌年度7月～8月	翌年度1月

※1 他部局から医学系研究科への運営費交付金の移算は、大学の事務手続き上、年に2回(12月と3月)です。

### 3 支払いに使用できる財源

---

#### ◆ 支払いに使用できる財源

表 5 支払いに使用できる財源

第 1・第 2・第 3 四半期	第 4 四半期概算支払い (年度内執行)	第 4 四半期通常支払い (翌年度執行)
運営費交付金 奨学寄附金 科学研究費 受託研究費・共同研究費 間接経費 その他 (補助金など) ※2	科学研究費 ※3	運営費交付金 奨学寄附金 繰越された科学研究費 ※4 繰越された受託研究費・共同研究費 ※4 その他前年度に発生した利用料支払いに使用できる財源

※2 利用料の支払いに使用できる財源であることをご確認のうえでお支払いください。

※3 厚生労働科研委託費は受託研究費扱いとなり科学研究費ではありませんので、当センターにおける利用料の概算支払いにはお使いいただけません。

※4 前年度に発生した利用料の支払いに使用できる財源であることをご確認のうえでお支払いください。

### 4 第 4 四半期利用料の概算支払い

---

#### ◆ 4-1 概算支払いとは

第 4 四半期の利用料は翌年度の請求となりますので、翌年度の財源でお支払いいただきますが、年度内に利用料の一部又は全部のお支払いを希望される場合は、概算支払いにて年度内の財源を使用していただくことも可能です。

第 4 四半期の利用料は年度内には金額が確定しておりませんので、各教室にて利用見込み金額を計算していただき、概算支払いとして年度内にお支払いいただきます。概算支払いは必須ではありませんので、翌年度の財源で利用料をお支払いいただける場合は概算支払いをしていただく必要はありません。

#### ◆4-2 概算支払いの流れとスケジュール

以下の流れで概算支払い金額が当センターに移算されます。

- ① 当センターから各教室に概算支払いの案内メールを送信
- ② 概算支払いを希望する教室は利用料の見込み金額を計算
- ③ 概算支払いを希望する教室のみ概算支払いの案内メールを回答
- ④ 当センターにて概算支払い回答を医学系研究科経理課財務係に報告
- ⑤ 経理課財務係にて移算を執行

第3四半期の利用料支払いがある教室は、第3四半期利用料とともに概算支払い金額が当センターへ移算されます。

表6 移算までのスケジュール

機器利用期間	概算支払い案内メール送信時期	移算執行時期
第4四半期 12月～3月	1月初旬	2月中旬～3月

#### ◆4-3 概算支払いに使用できる財源

概算支払いに使用できる財源は「年度内に執行完了する必要のある科学研究費」のみです。その他の財源は受付けておりません。厚生労働科研委託費は受託研究費扱いとなり科学研究費ではありませんので、当センターにおける利用料の概算支払いにはお使いいただけません。

#### ◆4-4 概算支払い対象の有料機器・受託サービス

以下の有料機器・受託サービスで利用料の概算支払いが可能です。

※一旦、申請いただいた下記の有料機器・受託サービスは変更できませんのでご注意ください。

表7 概算支払い対象の有料機器・受託サービス

有料機器	受託サービス
リアルタイム PCR	次世代シーケンス
バイオアナライザー	エクソーム解析
ライトシート顕微鏡	サンガーシーケンス
	タンパク質同定解析
	水生生物飼育

## ◆4-5 利用料の清算について

### ■ 概算支払い金額 < 第4四半期利用料

第4四半期利用料として翌年度に不足額分をご請求いたします。

### ■ 概算支払い金額 = 第4四半期利用料

清算はありません。当センターからは第4四半期利用料の明細票のみお送りします。

### ■ 概算支払い金額 > 第4四半期利用料

清算はありません。当センターからは第4四半期利用料の明細票のみお送りし、過払い分のご返金はできません。

過払い分について科学研究費交付元から返還を求められた場合も各教室にてご対応をお願いします。近年、過払い分を交付元へ返還するケースが増えておりますので、概算支払い金額を決める際には充分にご注意ください。

## 5 注意事項とお問い合わせ先

---

### ◆5-1 当センターからのお願いと注意事項

- 利用料を個人的に現金でお支払いいただくことはできません。必ず大阪大学内の公費でお支払いください。
- 利用料の支払い等に関して教室の窓口担当者が変わった場合は当センターへご連絡ください。
- 利用料請求の際のメールで要回答のものは回答締切日を設けております。締切りを過ぎてのご回答は利用状況の変更やお支払いの財源などご希望に添えないことがございますのでご了承ください。